



新津商工会議所  
ホームページ



メール配信随時受付中！  
切替はこちらのフォームから

金融情報

## 経営改善貸付（マル経融資） （貸上げ貸付利率特例制度あり ※利下げ）

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
経営改善貸付（マル経融資）	2,000万円	運転設備（10年以内）	2.40% ※3/2現在特例：上記利率-0.5%（2年間）

マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

【推薦要件】

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

【特例：貸上げ貸付利率特例制度の対象者について】

- ・創業後3ヶ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある事業者に限ります。



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。  
 （東・南部地区：近藤、北部地区：柳、西部地区：榎）  
 この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談ください。

相談会

## 資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）
  - ・4月7日（火）
  - ・5月12日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）
  - ・4月14日（火）
  - ・5月19日（火）

<当所経営指導員（近藤・柳・榎）までご予約をお願いいたします。>

## ～小規模企業の経営者の皆さまへ～ 退職後のゆとりある生活のために 小規模企業共済

小規模企業共済制度とは、個人事業主が廃業した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

◆国が定めた制度で安心・確実！

法律（小規模企業共済法）に基づく共済制度。国が全額出資する独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営。

◆掛金は全額所得控除で節税できる！

払い込んだ掛金は、確定申告により全額所得控除。掛金は、月額1,000円から7万円の範囲を500円単位で自由に設定できます。加入後も掛金月額は増額・減額できます。

◆受け取り時も税制のメリット！

共済金は、廃業や退職時のほか、65歳以上で180ヶ月以上掛金を納付した方も受け取り可能。受け取り時にも税制のメリットがあります。

◆個人事業主の配偶者も要件を満たせば加入可能！

配偶者は「個人事業主の共同経営者」としての要件（事業の経営において重要な意思決定をしていること等）を満たせば加入できます。

《節税の例》掛金月額1万円の場合

所得税は納付額が減り、住民税が翌年6月から安くなります。

課税所得額	200万円	400万円
所得税率	5%	10%
住民税率	10%	10%
所得税の節税額	6,000円	12,000円
住民税の節税額	12,000円	12,000円
年間の節税合計	18,000円	24,000円
実質的な利回り	15.0%	20.0%



詳しくは  
小規模企業共済で検索  
または  
こちらから





新津商工会議所  
ホームページ



メール配信随時受付中！  
切替はこちらのフォームから

## 労働保険・社会保険 なんでも個別相談会

～事前にご予約をお願いいたします～

日頃、疑問に思っている年金・健康保険・労働保険(労災・雇用)・労働基準法等について専門家が無料で相談に応じます。この機会にぜひご利用ください。

◆日時 4月27日(月) 13:00～16:00  
5月7日(木) 13:00～16:00 ※予約は30分単位

◆会場 新津商工会議所3F

◆相談員 専門相談員(社会保険労務士)

◆予約方法 お電話にてお申し込みください。

新津商工会議所(TEL: 0250-22-0121)

◆主な相談受付項目

- ・労働保険年度更新申告手続きについて
- ・雇用保険、労災保険に関すること
- ・年金、健康保険に関すること
- ・労働基準法に関すること
- ・雇入れ、解雇、退職、賃金等に関すること
- ・その他(労働・社会保険問題全般)

例えば・・・

- ・育児休業や介護休業する従業員のために就業規則を見直したい
- ・労働条件通知書や36協定、これで大丈夫？
- ・法人成りしたけど、社会保険の手続きはどうすればいい？
- ・従業員の退職や解雇で気をつける点は・・・？
- ・外国人従業員を雇った。社会保険の手続きはどうなるの？
- ・助成金の申請について知りたい。 など

◆その他

労働保険の年度更新申告手続きについて相談される方は、当日、賃金関係台帳・出勤簿をご持参ください。なお、建設業関連の業種の方は、工事名および元請金額が確認できる書類をご持参ください。

## CCI エクスプレス送付方法等の変更手続きについて

CCI エクスプレスの電子メールまたはFAXへの送付方法の変更につきましては、随時、右記のフォーム(QRコード)より受け付けております。

また、電子メールアドレスやFAX番号等の変更がある際にもお手続きいただけます。

<https://forms.gle/m8HgVYqMNT1MXfcm6> →



## 令和8年4月1日から 雇用保険料率が変わります！

令和8年4月1日より雇用保険料率は以下のとおりです。

区分	現行			改定		
	保険料率	事業主負担分	被保険者負担分	保険料率	事業主負担分	被保険者負担分
一般の事業	14.5 1,000	9 1,000	5.5 1,000	13.5 1,000	8.5 1,000	5 1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	16.5 1,000	10 1,000	6.5 1,000	15.5 1,000	9.5 1,000	6 1,000
建設の事業	17.5 1,000	11 1,000	6.5 1,000	16.5 1,000	10.5 1,000	6 1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖及び特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

## 新潟市「ブランド力向上・魅力発信サポート事業」のお知らせ

自社ブランド力を高め、企業・商品PRを行う事業所を応援する補助金が始まります！自社の企業・サービスイメージをブランディングし、発信する取組を支援します。

【補助対象事業】

自社の企業PRや商品・サービスの販路開拓のため、外部の知見を活用したブランディングにより、新たに制作する広報・宣伝コンテンツと発信に係る経費(活用例：採用力強化のための企業PR動画、商品認知度UPに向けたCM放映、マンガ・アニメを活用した企業PRなど)

【補助率・補助額】

- ・補助率：1/2以内
- ・補助額：上限500万円(下限20万円)

詳細はこちら →



【主な申請要件】

- ・新潟市内に事業所を有する中小企業者(申請時点で開業1年以上)
- ・補助対象期間内に、外部の知見を活かしたブランディングによりコンテンツを制作・発信および掲載できる中小企業者
- ・発注先は新潟市内に所在する事業所に限定されます。

【スケジュール(予定)】

申請受付期間：令和8年4月上旬～5月下旬(※制度の詳細は、確定後速やかに市ホームページ等でお知らせされます)

【お問い合わせ】

新潟市経済部 産業政策・イノベーション推進課

メール：sangyo@city.niigata.lg.jp(※お問合せはメールにてお受けします)

## 持続化補助金(第19回 一般型通常枠)

販路開拓や業務効率化に取り組む小規模事業者を支援します。当所経営指導員がサポートします！

◆補助上限・補助率

上限50万円(※特例要件を満たせば最大250万円) 補助率2/3(一部3/4)

◆スケジュール(第19回)

①当所への書類発行(様式4)依頼締切・・・4月16日(木)

②電子申請受付締切・・・4月30日(木) 17:00

対象者の詳細要件、対象経費、特例の上乗せ条件などの詳細は、右記QRコードより必ずご確認ください。※申請にはGビズIDアカウントが必要です。

持続化補助金の詳細はこちら →



<担当：経営指導員(近藤・柳・榎)>